

様式第 1 - 7 (日本工業規格 A 列 4 番)

平成 2 6 年 2 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 三次市地域公共交通会議
住 所 三次市十日市中 2 - 8 - 1
代表者氏名 会長 津森貴行

地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書

平成 2 5 年 9 月 2 6 日付け国総支第 4 8 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○変更理由

【下高野線 (備北交通)】

沿線住民の利便性向上を図るため、平成 2 6 年 4 月から経路を変更して運行する。

【過疎地有償運送さくぎニコニコ便】

利用状況を勘案したうえで、平成 2 6 年 4 月から上地区と下地区の運行回数を変更する。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

※「変更理由」は、事項ごとに具体的に記述すること。

平成26～28年度
生活交通ネットワーク計画
【変更】

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

平成22年3月に三次市地域公共交通総合連携計画を策定、この計画に基づき、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」を地域住民、商工会議所、運行事業者及び学識経験者がメンバーとなる市街地循環バス活性化検討会議(三次市地域公共交通会議分科会)を設置し、協議・検討を重ね、半年間の実証運行を経て、平成23年4月1日から本格運行しています。

事前に愛称・ラッピング募集などのPRや無料体験乗車等を沿線の自治連合組織と一緒に取り組んだ結果、連携計画の目標値である利用者の倍増、1循環3.0人以上は達成できましたが、車両導入や燃料の高騰、人件費等の経常経費増大から採算は大きく下回っているのが現状です。中心市街地と言っても高齢者は多く、またこの路線は、三次駅前を基点としており、市周辺部からのJR線や路線バスを結節し、商業施設や医療機関が多く集まる市街地での買物・通院をサポートする機能を持ち合わせており、三次市民が引き続き「賑わいのある」、「暮らしやすい」、「安心できる」、「住んで良かった」と思えるまちづくりを推進するため、さらには日常生活を営む上で重要な役割を担っている社会的インフラです。この路線を確保・維持することは本市の公共交通体系を機能させる上で重要な位置づけをしています。

さらに、本市の中心市街地には、高度な医療サービスを提供する「市立三次中央病院」や、大規模商業施設などが位置しており、周辺7町の高齢者の中心市街地への通院・買物需要は高くなっています。

しかし、既存の地域内交通である三次市民バスでは、スクール便や保育所通所便も兼ねていることから、ダイヤ的に地域間交通である路線バスやJR線に結節が不可能であり、多くは家族等の送迎に頼っています。

特に市の北部地域である作木町では、町内及び隣接する布野町にもタクシーの営業所がなく利用する場合も、非常に時間がかかる状況にあり、また、距離も長く金銭的な負担が大きいことから、気軽にタクシーを利用できない状況になっています。

このような不具合を解消するため、平成19年11月～平成21年3月に作木町において中心市街地までのシャトルバス運行の社会実験(鳥根県中山間地域研究センター)が実施され、利用ニーズが高いことが確認されました。また現在も、今回の調査業務でも多くの方が中心市街地で医療等のサービスを受けていることが確認できています。

このような状況からの脱却、地域間のサービスの不均衡解消をめざし、地域資源であるふるさとのまちづくりを掲げたNPO自らが新しい地域の移動サービスを提供できる仕組みを構築し、平成23年10月から運行を開始しています。

また、今回新たに申請する赤名線、下高野線については、平成25年4月から半年間、本事業の活用を前提とした実証運行を実施し、10月からの本格運行を計画しています。

赤名線については、平成25年3月30日の松江道開通により、広島松江間、広島出雲間の高速バスが松江道に乗り換えとなり、鳥根県飯南町、三次市布野町域においては三次市への移動手段が減少となりました。そこで赤名線について、これまで運休していた土日も運行するとともに、起終点を赤名から頓原まで延長し利便性の向上を図るものです。

下高野線は、平成25年3月30日に開通した松江道への乗り換えにより、庄原市高野町や口和町域から三次市街地への速達性が格段に向上することとなりましたが、沿線住民の利便性向上のため、平成26年4月からは4往復のうち3往復を松江道の口和インター、君田町、三次町を経由するルート、1往復については高野町から口和インター間を県道、口和インターから松江道経由するルートに経路変更するものです。

これら2つの路線は、鳥根県飯南町及び庄原市から本市中心市街地へ乗り入れる路線であり、広域圏から市立三次中央病院への通院や買物などの移動手段として必要不可欠な路線となります。また、三次駅や三次バスセンターでの乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものです。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

市街地循環バス「くるるん」については、引き続き、運行事業者、沿線地域の自治連合組織、商業関係者等と連携と密にし、1便（1循環）あたりの平均利用者数を増加させること。周辺部からの地域間交通を利用し、さらにこの路線に乗り換え、市街地での通院や買物などに利用されるよう、この路線の役割を高めます。平成24年10月から平成25年3月の平均が6.5人であることから、平成26年度から平成28年度の目標を6.7人以上とします。

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便（循環）あたりの平均利用者	6.5人（平成24年10月～平成25年3月）	6.7人以上

過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、あらたな利用者を獲得し、月平均利用者数の増加をめざします。PRをはじめ、関係機関との協議により利便性の向上を図る取組を行い、平成24年4月から平成25年3月の月平均利用者が38.8人であることから、平成26年度から平成28年度の目標を40人以上とします。

この運行により、三次市中心部へ移動する際の接続向上が図られるとともに、外出機会の提供、医療機関等への移動支援が図られるものです。

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1月あたり利用者数	38.8人（平成24年4月～平成25年3月）	40人以上

赤名線、下高野線については、平成25年4月からの実証運行における1便当たりの乗車人員を基礎とします。赤名線については当該期間中の1便当たりの乗車人員が5.5人であることから、平成26年度から平成28年度の目標を1便あたり5.7人以上とします。また、下高野線については2.3人であるため、平成26年度から平成28年度の目標を1便あたり2.5人以上とします。

これらの運行により、三次市中心部への移動が便利になり、通勤・通学、通院、買い物等の利用促進ができるものです。

【赤名線】

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	5.5人（平成25年4月～平成25年5月）	5.7人以上

【下高野線】

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	2.3人（平成25年4月～平成25年5月）	2.5人以上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(表1)のとおり

- ・市街地循環バス「くるるん」は、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」の再編のため、引き続き備北交通㈱により運行している。[運行日：1/1, 1/2を除く毎日]
- ・赤名線、下高野線については、以前より運行していた備北交通㈱により運行する。
[運行日：赤名線 1/1, 1/2を除く毎日 下高野線：月～土（君田町経由）、月～金（口和町竹地谷経由、祝日、12/30～1/2運休）]
- ・過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」は、地域の事情に精通し、よりよいサービスが提供できる地元のNPO法人「元気むらさくぎ」により運行している。
[運行日：上地区 月曜日 中地区 金曜日 下地区 水曜日（祝日、12/29～1/3, 8/14～16運休）]

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(表2)のとおり

(過疎地有償運送の運行時間)

実車 35分・帰庫 25分、待機時間 180分

(往路第1便：8時35分香淀駅経由、9時15分上布野バス停停留所着)

受付（オペレーター）8時～16時

※サービス提供トータル時間：8時00分から16時まで（8時間）

- ・市街地循環バス、赤名線、下高野線、過疎地有償運送に係る市補助金は、総事業費から国の補助金を除いた額以下とする。

5. 該当せず

6. 該当せず

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表5」添付」

8. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・赤名線については、これまで1両で運行していたが、島根県飯南町の赤名から頓原まで路線を延長したため、2両での運行が必要となった。実証運行については、耐用年数の経過した予備車両などで対応している状況である。そのため、新たに高齢者等の利用に配慮した超低床車両を導入することにより、利便性の向上を図る。

※車両購入については、三次市地域公共交通会議から申請することについて、島根県飯南町地域公共交通会議と協議済み。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

1. 事業の目標

高齢化率の高い地域を運行するため、超低床車両を平成25年10月に導入する。

2. 事業の効果

超低床車両を導入することにより、高齢者等を含め、利用者の移動の負担を軽減することで、利用促進につなげる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」添付」

1.1. 交通会議の開催状況と主な議論

平成20年9月30日に道路運送法の規定に基づき、「三次市地域公共交通会議」を設置、平成20年3月6日、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に沿い、法定協議会機能を付加した組織になりました。

交通会議設置後は、平成21年度以降、年間3～4回の会議、これまで15回を実施し、再編対象事業毎のワーキング会議等も適宜、実施しています。具体的な開催状況及び協議内容は下記のとおりです。

○ 三次市地域公共交通会議開催状況

- H24.06.27 「平成25～27年度 生活交通ネットワーク計画」承認
- H24.10.26 「赤名線、下高野線の経路変更について」など
- H25.03.26 「赤名線、下高野線の運行について」など
- H25.06.27 「平成26～28年度 生活交通ネットワーク計画」承認
- H25.12.24 「さくぎココ便における死傷事故について」など
- H26.02.21 「平成26～28年度 生活交通ネットワーク変更計画」承認 **【予定】**



三次市地域公共交通会議

○ 市街地循環バス活性化検討会議開催状況

- H22.06.08 「導入計画（実証運行路線、スケジュール等）の協議・確認」
- H22.09.08 「路線愛称・車体デザイン、ルート修正の協議・確認」
- H23.01.26 「実証運行に係るアンケート・ヒアリング再編効果調査結果の報告・協議」「本格運行の決定」



市街地循環バス活性化検討会議

○ 作木町自家用有償旅客運送検討会議（ワーキング）開催状況

- H22.07.13 「NPO、作木町自治連合会、各地区連絡協議会との協議」
- H22.09.30 「ボランティア運転手候補者事業説明研修会 7名参加」
- H22.10.04 「NPO理事会事業説明会 理事長以下5名」
- H22.10.08 「過疎地有償運送先進地 倉吉市たかしろ地区視察」
- H22.12.06 「過疎地有償運送運転者認定講習受講 NPO10名」
- H23.06.08 「NPO理事長及び作木町自治連合会会長との最終調整（企画提案書案提示）」



○ 今後の三次市地域公共交通会議等の開催予定

- H25年度 3回開催予定（第1回 平成25年6月27日、第2回 平成25年12月24日）
- H26年度～28年度 年3回開催予定

12. 利用者等の意見の反映状況

市街地循環便「くるるん」については、平成23年12月にヒアリング調査（サンプル85人）を行っています。この調査による満足度では、約9割の方が「満足」と非常に高い割合となっています。その他、利用者の約9割が女性であることや昨年度の調査に比べ、60代の利用割合が増加しているなどの結果が出ています。一方で、ルートやダイヤ等に関する不満なども寄せられています。

また、作木町で導入した過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、平成24年2月に利用登録者を対象としたアンケート調査および運行事業者へのヒアリング調査を行っています。この調査による満足度では、「満足」が57%、「不満」が14%となっています。「不満」の項目では、「予約方法」「運行時間」「運行曜日」などがあげられています。この調査結果を受け、最も要望の多かった予約受付時間の変更を行いました。また運行開始後利用者がなかった往路①便を廃止し、効率化を図るとともに運行主体の負担軽減を図っています。今後は、あらたな利用者の獲得策として、高齢者サロンや特別養護老人ホーム等との連携などがあげられています。

両事業とも、引き続き地域、運行事業者及び交通会議を含む関係団体が連携し、利用促進を推進することの確認がなされています。

(利用状況・評価の把握予定)

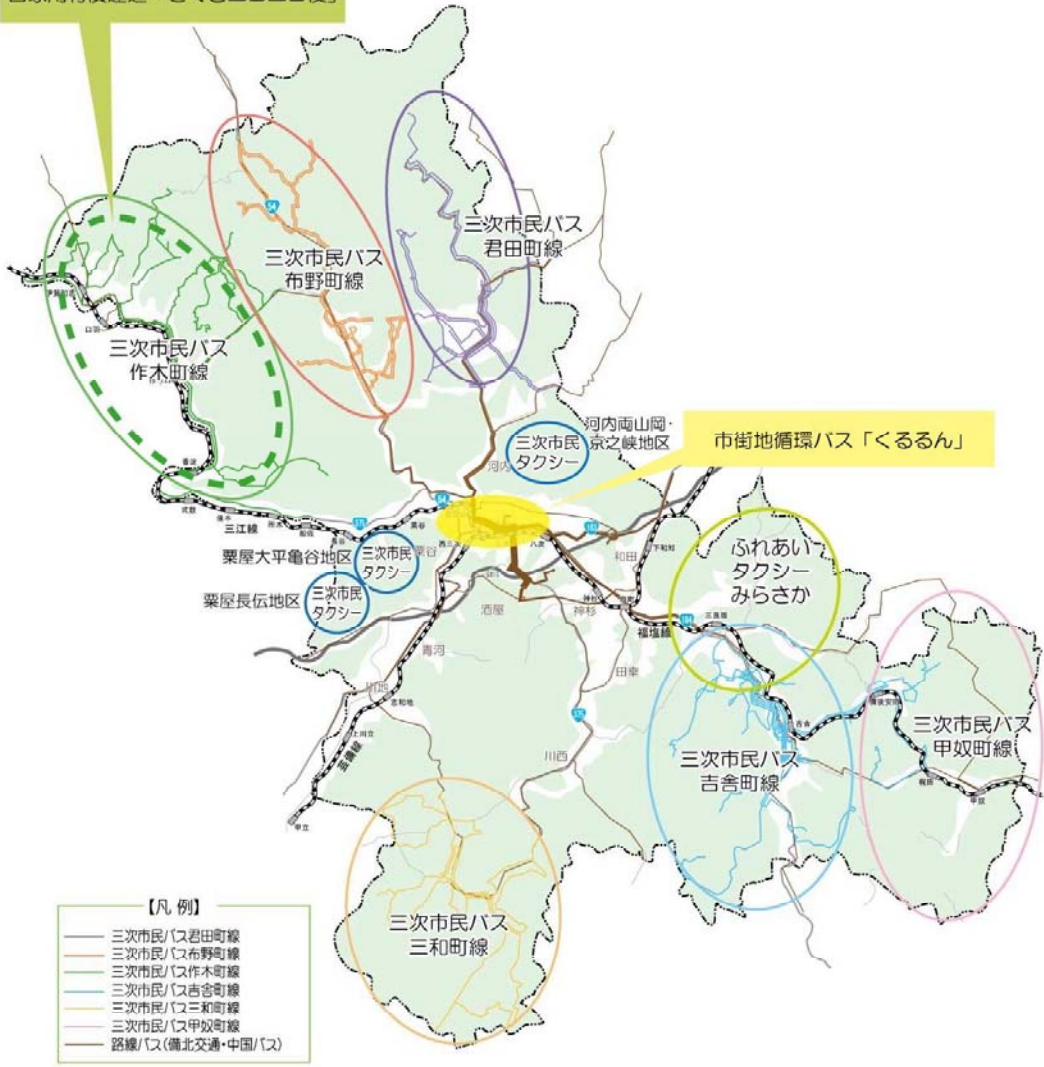
- 過疎地有償運送 平成26年度利用者ヒアリング、運行事業者聞き取り等

13. 協議会メンバー構成（今後も構成員の変更はなし）

（敬称略）

三次市地域公共交通会議委員名簿	
構成区分	委員
(1) 三次市	三次市 副市長
	三次市地域振興部 部長
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 営業部長
	有限会社甲奴タクシー 代表取締役
	三次みどりタクシー株式会社 代表取締役
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長
(4) 住民又は利用者の代表	東河内町
	布野町
	吉舎町
	三次商工会議所 総務課長
	三次広域商工会 事務局長
三次市社会福祉協議会 事務局長	
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域政策総務課 課長
(7) 道路管理者	三次市建設部 部長
(8) 広島県警三次警察署長又はその指名する者	広島県三次警察署 交通課長
(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校 准教授

自家用有償運送「さくぎニコニコ便」



三次市交通体系図

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	806.5	①	(備北交通:三城線【補助 幹線】、高速バスに接続) バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	1,791.0	①	(備北交通:三城線【補助 幹線】、高速バスに接続) バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	赤名線	地域内 ファイダー	5,491.0	①	(備北交通:三城線【補助 幹線】、高速バスに接続) バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	①
					②-(1)		
	備北交通株式会社	下高野線①	地域内 ファイダー	3,628.0	①	(備北交通:三城線【補助 幹線】、高速バスに接続) バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	①
					②-(1)		
	備北交通株式会社	下高野線②	地域内 ファイダー	378.0	①	(備北交通:三城線【補助 幹線】、高速バスに接続) バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	①
					②-(1)		
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	348.5	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(作木線接続 (下布野バス停))	③
NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	491.0	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(作木線接続 (下布野バス停))	③	
NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	354.5	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(作木線接続 (下布野バス停))	③	
				13,288.0			

(注)

- 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	806.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	1,791.0	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	赤名線	地域内 ファイダー	5,491.0	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	下高野線①	地域内 ファイダー	3,670.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	下高野線②	地域内 ファイダー	735.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
					②-(1)		
NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	264.5	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続 (下布野バス停)	③	
				②-(1)			
				②-(1)			
NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	501.0	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続 (下布野バス停)	③	
				②-(1)			
				②-(1)			
NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	192.5	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続 (下布野バス停)	③	
				②-(1)			
				②-(1)			
				13,452.0			

(注)

- 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)	
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	808.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
					②-(1)	
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	1,796.0	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
					②-(1)	
	備北交通株式会社	赤名線	地域内 ファイダー	5,506.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
					②-(1)	
	備北交通株式会社	下高野線①	地域内 ファイダー	3,695.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
					②-(1)	
	備北交通株式会社	下高野線②	地域内 ファイダー	741.5	①	(備北交通：三城線【補助 幹線】、高速バスに接続 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
					②-(1)	
NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	270.5	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続 (下布野バス停)	
				③		
				③		
NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	511.0	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続 (下布野バス停)	
				③		
				③		
NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	196.5	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続 (下布野バス停)	
				③		
				③		
				13,526.0		

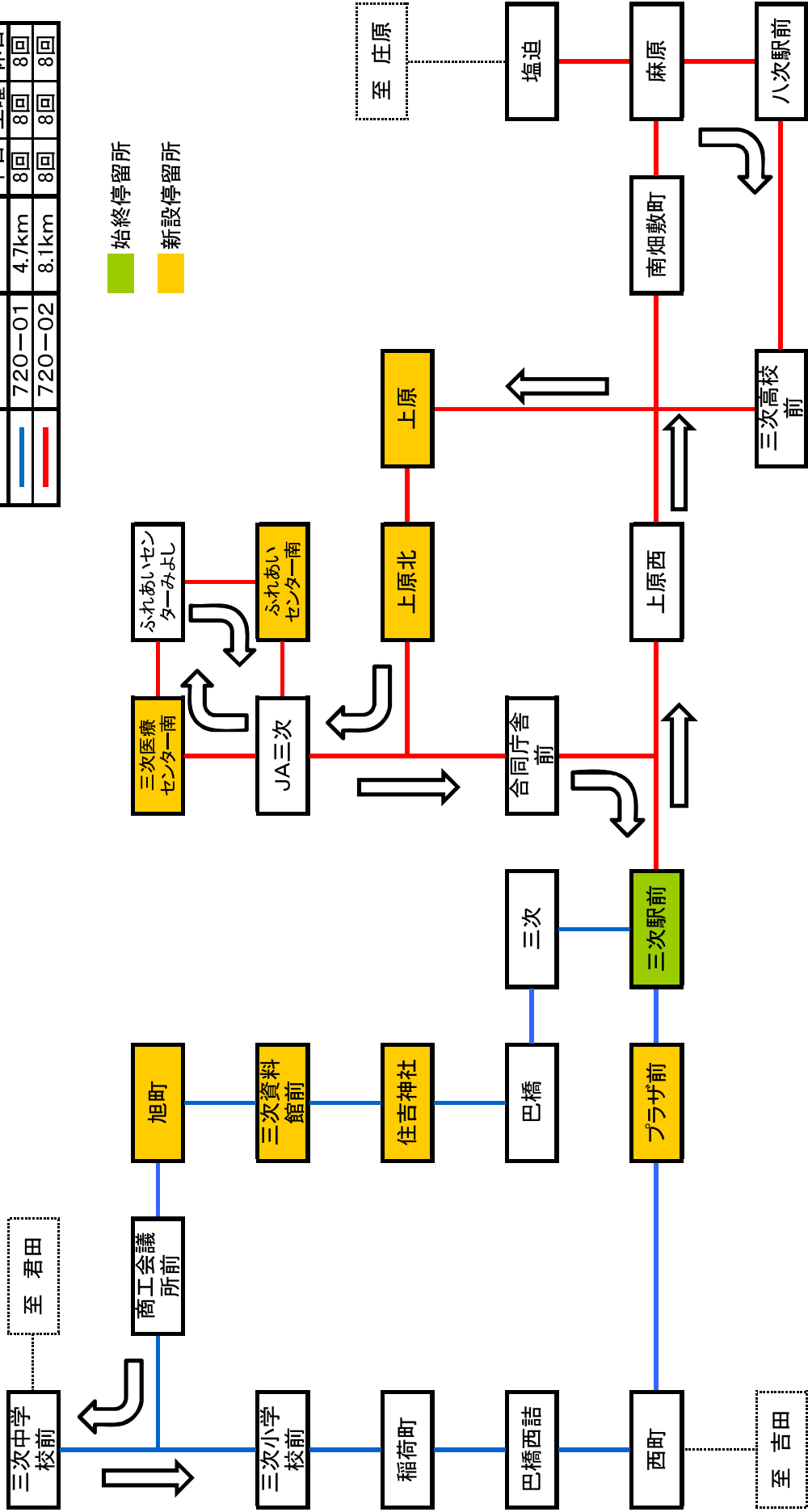
(注)

- 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

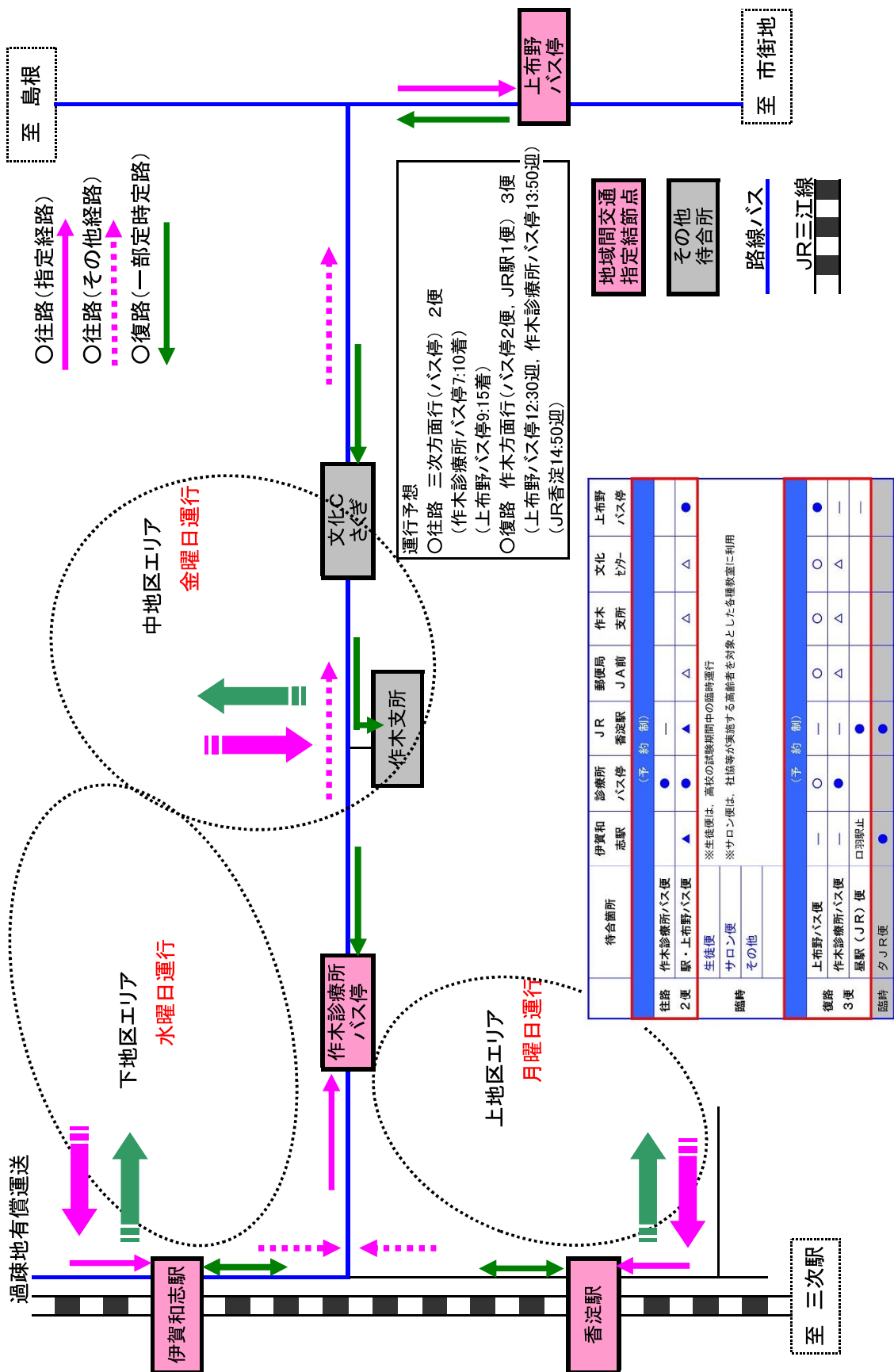
運行系統図

市街地循環バス「くるるん」

	系統番号	運行キロ	運行回数	
			平日	土曜・休日
—	720-01	4.7km	8回	8回
—	720-02	8.1km	8回	8回



運行系統図

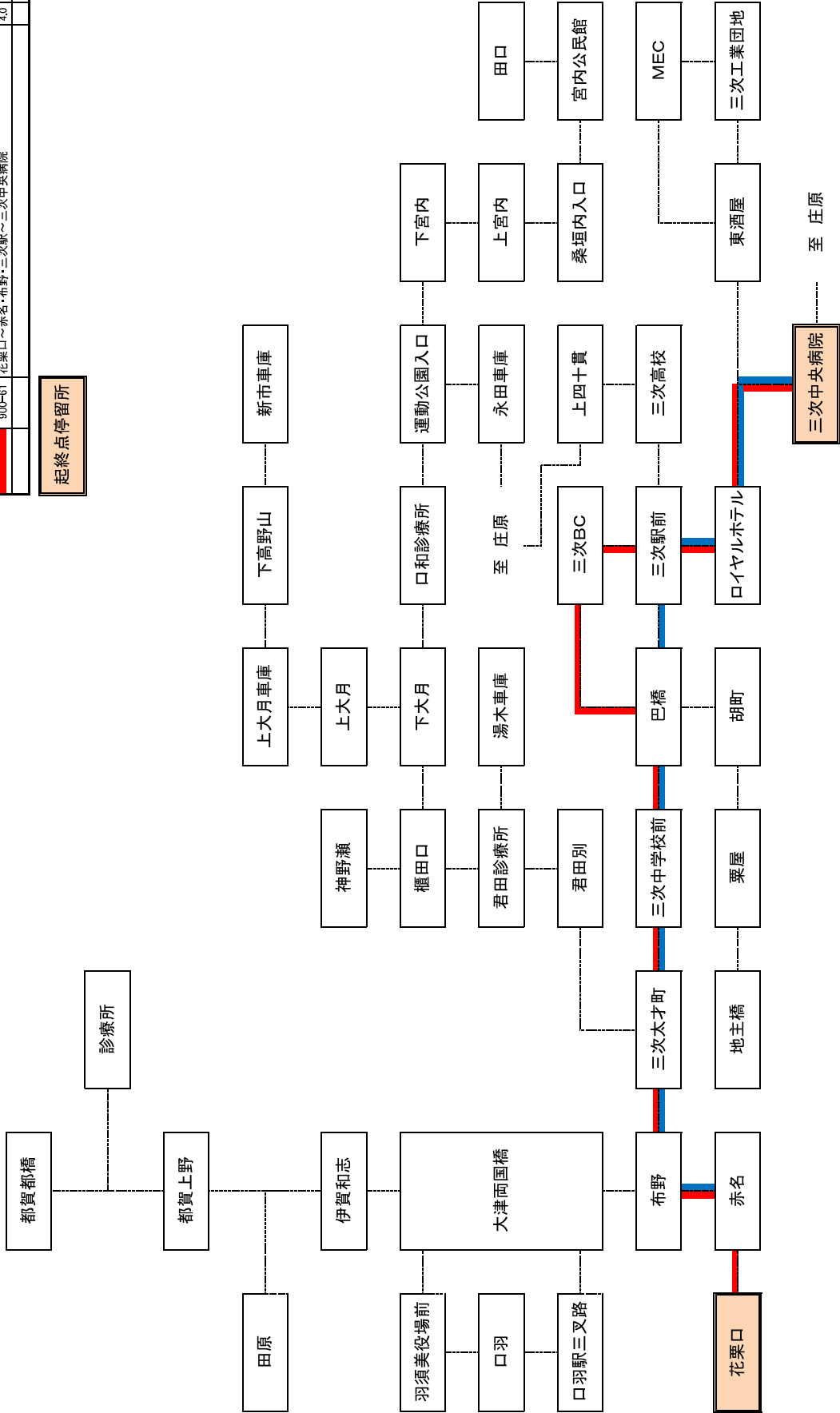


運行系統図 (赤名線)

系統番号	系統名	運行回数 平日/土日祝
900-51	赤名～布野・三次駅～三次中央病院	4.0 / 4.0
900-61	花栗口～赤名・布野・三次駅～三次中央病院	4.0 / 4.0

別紙7

起終点停留所



運行系統図 (下高野山線) H26.4.1

系統番号	系統名	運行回数 平日	土曜	日祝
903-31	新市車庫～モ一～物産館・三次～中央病院・MEC～三次工業団地	1.0	1.0	1.0
903-21	新市車庫～道の駅たかの～モ一～物産館	2.0	2.0	-
	新市車庫～モ一～物産館・道田別・三次～中央病院・MEC～三次工業団地	2.0	2.0	1.0
	新市車庫～モ一～物産館・モ一～物産館・三次～中央病院・MEC～三次工業団地	1.0	0.0	0.0

尾道松江線

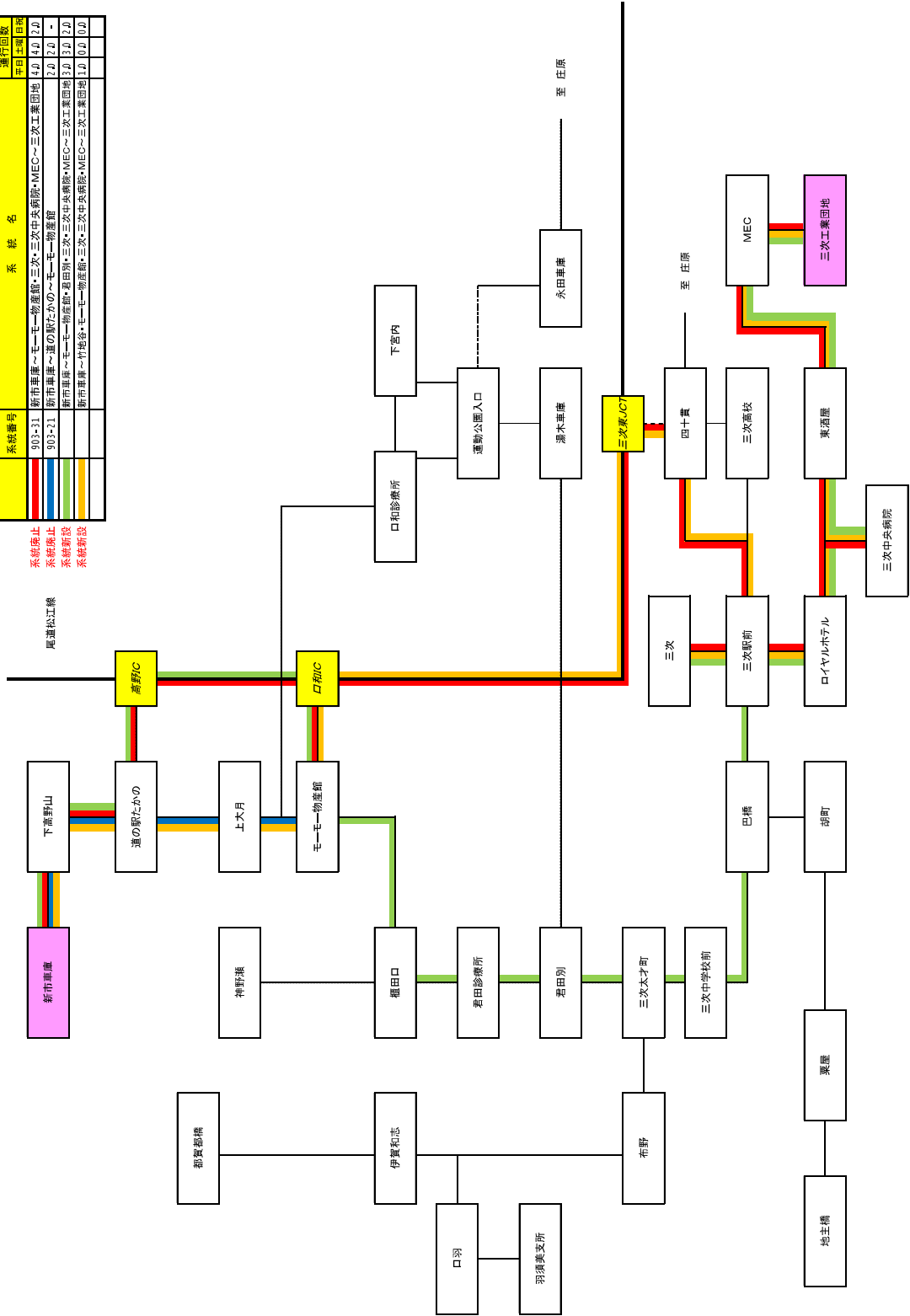


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	平成26年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	709,473千円	営業外収益	1,948千円	経常収益(イ)	711,421千円
	営業費用	945,675千円	営業外費用	5,464千円	経常費用(ロ)	951,139千円
	営業損益	▲236,202千円	営業外損益	▲3,515千円	経常損益	▲239,717千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,116,534.1 km			経常収支率	74.79%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	691,531千円	営業外収益	3,741千円	経常収益(イ')	695,272千円
	営業費用	954,342千円	営業外費用	2,492千円	経常費用(ロ')	956,835千円
	営業損益	▲262,811千円	営業外損益	1,249千円	経常損益	▲261,562千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,085,476.4 km			経常収支率	72.66%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,161千円	経常収益(イ'')	673,373千円
	営業費用	975,848千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ'')	979,109千円
	営業損益	▲303,637千円	営業外損益	▲2,099千円	経常損益	▲305,736千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,194,301.3 km			経常収支率	68.77%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	233円.43銭	234円.20銭	231円.05銭	▲0.50%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	229円.89銭	331円.32銭	229円.89銭	172円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363日	2,904回	往4.7km 復0.0km	(平均) 4.7km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	100%	13,648.8km
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363日	2,904回	往8.1km 復0.0km	8.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	100%	23,522.4km
	3	赤名線	花栗口	赤名・布野・三次中央病院	三次中央病院	363日	1,452回	往48.2km 復48.1km	48.1km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野線①	新市車庫	産館・三次中央病院 産館・若田・中央病院	三次工業団地	145日	580回	往45.8km 復45.8km	45.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往29.0km 復29.0km	29.0km	36.681%	53,128.0km
	8	下高野線②	新市車庫	竹地谷・三次中央病院	三次工業団地	125日	125回	往49.8km 復49.8km	49.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往33.0km 復33.0km	33.0km	33.734%	12,450.0km
合計		系統						往198.6km 復185.7km	192.2km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往80.9km 復80.9km	80.9km		280,376.8km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額)	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ヌ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	3,137,722円	111円.68銭	1,524,297円	1,613,425円	1,613,425円	1,613千円	806.5千円		
	2	5,407,564円	77円.60銭	1,825,338円	3,582,226円	3,582,226円	3,582千円	1,791.0千円		
	3	32,144,966円	97円.05銭	13,570,268円	18,574,698円	10,982,847円	10,982千円	5,491.0千円		
	4	12,213,595円	49円.72銭	2,641,524円	9,572,071円	3,511,131円	3,511千円	1,755.5千円		
	8	8,689,842円	49円.72銭	1,879,416円	6,810,426円	3,745,734円	3,745千円	1,872.5千円		
8	2,862,130円	49円.72銭	619,014円	2,243,116円	756,692円	756千円	378.0千円			
合計		64,455,819円		22,059,857円	42,395,962円	24,192,055円	24,189千円	12,094千円	20,928千円	12,094千円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,613,425 円										
	2	3,582,226 円										
	3	18,574,698 円										
	4	9,572,071 円										
		6,810,426 円										
8	2,243,116 円											
合計		42,395,962円	30,301,962円	円	%	30,247 千円	100 %	円	%		%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
山陽	1	円.00銭	90円.11銭	100円.18銭	11.17 %	111円.68銭
	2	円.00銭	52円.56銭	63円.58銭	20.96 %	77円.60銭
	3	68円.56銭	87円.84銭	85円.70銭	12.84 %	97円.05銭
	4,8	87円.40銭	57円.64銭	58円.77銭	▲ 16.04 %	49円.72銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(L)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	平成27年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	709,473千円	営業外収益	1,948千円	経常収益(イ)	711,421千円
	営業費用	945,675千円	営業外費用	5,464千円	経常費用(ロ)	951,139千円
	営業損益	▲236,202千円	営業外損益	▲3,515千円	経常損益	▲239,717千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,116,534.1 km				経常収支率	74.79%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	691,531千円	営業外収益	3,741千円	経常収益(イ')	695,272千円
	営業費用	954,342千円	営業外費用	2,492千円	経常費用(ロ')	956,835千円
	営業損益	▲262,811千円	営業外損益	1,249千円	経常損益	▲261,562千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,085,476.4 km				経常収支率	72.66%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,161千円	経常収益(イ'')	673,373千円
	営業費用	975,848千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ'')	979,109千円
	営業損益	▲303,637千円	営業外損益	▲2,099千円	経常損益	▲305,736千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,194,301.3 km				経常収支率	68.77%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ'÷ハ = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	233円.43銭	234円.20銭	231円.05銭	▲0.50%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = e$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	229円.89銭	331円.32銭	229円.89銭	172円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ					
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363日	2,904回	往4.7km 復0.0km	(平均) 4.7km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	100%	13,648.8km
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363日	2,904回	往8.1km 復0.0km	8.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	100%	23,522.4km
	3	赤名線	花栗口	赤名・布野・三次駅	三次中央病院	363日	1,452回	往48.2km 復48.1km	48.1km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野線①	新市車庫	産館・若田・中央病院	三次工業団地	294日	882回	往42.0km 復42.0km	42.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往18.9km 復18.9km	18.9km	55.000%	74,088.0km
	8	下高野線②	新市車庫	竹地谷・三次中央病院	三次工業団地	243日	243回	往49.8km 復49.8km	49.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往33.0km 復33.0km	33.0km	33.734%	24,202.8km
合計		系統						往152.8km 復139.9km	146.4km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往51.9km 復51.9km	51.9km		275,289.6km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のに係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,137,722円	111円.68銭	1,524,297円	1,613,425円	1,613,425円	1,613千円	806.5千円		
	2	5,407,564円	77円.60銭	1,825,338円	3,582,226円	3,582,226円	3,582千円	1,791.0千円		
	3	32,144,966円	97円.05銭	13,570,268円	18,574,698円	10,982,847円	10,982千円	5,491.0千円		
	4	17,032,090円	49円.72銭	3,683,655円	13,348,435円	7,341,639円	7,341千円	3,670.5千円		
	8	5,563,981円	49円.72銭	1,203,363円	4,360,618円	1,471,010円	1,471千円	735.5千円		
合計		63,286,323円		21,806,921円	41,479,402円	24,991,147円	24,989千円	12,494千円	20,928千円	12,494千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,613,425 円										
	2	3,582,226 円										
	3	18,574,698 円										
	4	13,348,435 円										
	8	4,360,618 円										
合計	41,479,402円	28,985,402円	円	%	28,985 千円	100 %	円	%		%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
山陽	1	円.00銭	90円.11銭	100円.18銭	11.17 %	111円.68銭
	2	円.00銭	52円.56銭	63円.58銭	20.96 %	77円.60銭
	3	68円.56銭	87円.84銭	85円.70銭	12.84 %	97円.05銭
	4,8	87円.40銭	57円.64銭	58円.77銭	▲ 16.04 %	49円.72銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	平成28年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	709,473千円	営業外収益	1,948千円	経常収益(イ)	711,421千円
	営業費用	945,675千円	営業外費用	5,464千円	経常費用(ロ)	951,139千円
	営業損益	▲236,202千円	営業外損益	▲3,515千円	経常損益	▲239,717千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,116,534.1 km		経常収支率		74.79 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	691,531千円	営業外収益	3,741千円	経常収益(イ')	695,272千円
	営業費用	954,342千円	営業外費用	2,492千円	経常費用(ロ')	956,835千円
	営業損益	▲262,811千円	営業外損益	1,249千円	経常損益	▲261,562千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,085,476.4 km		経常収支率		72.66 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,161千円	経常収益(イ'')	673,373千円
	営業費用	975,848千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ'')	979,109千円
	営業損益	▲303,637千円	営業外損益	▲2,099千円	経常損益	▲305,736千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,194,301.3 km		経常収支率		68.77 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	233円.43銭	234円.20銭	231円.05銭	▲0.50%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = e$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	229円.89銭	331円.32銭	229円.89銭	172円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ					
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	364日	2,912回	往4.7km 復0.0km	(平均) 4.7km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	100%	13,686.4km
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	364日	2,912回	往8.1km 復0.0km	8.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	100%	23,587.2km
	3	赤名線	花栗口	赤名・布野・三次駅	三次中央病院	364日	1,456回	往48.2km 復48.1km	48.1km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km	59.128%	140,212.8km
	4	下高野線①	新市車庫	産館・若田・中央病院	三次工業団地	296日	888回	往42.0km 復42.0km	42.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往18.9km 復18.9km	18.9km	55.000%	74,592.0km
	8	下高野線②	新市車庫	竹地谷・三次中央病院	三次工業団地	245日	245回	往49.8km 復49.8km	49.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往33.0km 復33.0km	33.0km	33.734%	24,402.0km
合計		系統						往152.8km 復139.9km	146.4km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往51.9km 復51.9km	51.9km		276,480.4km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のに係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,146,366円	111円.68銭	1,528,497円	1,617,869円	1,617,869円	1,617千円	808.5千円		
	2	5,422,461円	77円.60銭	1,830,366円	3,592,095円	3,592,095円	3,592千円	1,796.0千円		
	3	32,233,520円	97円.05銭	13,607,652円	18,625,868円	11,013,103円	11,013千円	5,506.5千円		
	4	17,147,954円	49円.72銭	3,708,714円	13,439,240円	7,391,582円	7,391千円	3,695.5千円		
	8	5,609,775円	49円.72銭	1,213,267円	4,396,508円	1,483,118円	1,483千円	741.5千円		
合計		63,560,076円		21,888,496円	41,671,580円	25,097,767円	25,096千円	12,548千円	20,928千円	12,548千円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,617,869 円										
	2	3,592,095 円										
	3	18,625,868 円										
	4	13,439,240 円										
	8	4,396,508 円										
合計	41,671,580円	29,123,580円	円	%	29,081 千円	100 %	円	%	%			

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当 り経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
山陽	1	円.00銭	90円.11銭	100円.18銭	11.17 %	111円.68銭
	2	円.00銭	52円.56銭	63円.58銭	20.96 %	77円.60銭
	3	68円.56銭	87円.84銭	85円.70銭	12.84 %	97円.05銭
	4,8	87円.40銭	57円.64銭	58円.77銭	▲ 16.04 %	49円.72銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	68 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	68 千円
	営業費用	861 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	861 千円
	営業損益	▲ 793 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 793 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	216.0 時間	経常収支率	7.89 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,986円.11銭	2,821円.62銭	2,821円.62銭	314円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 フ
			発地	営業区域	着地							
山陽	5	上地区	作木町	作木町	布野町	21 日	105.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	168.0 時間
						23 日	69.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	110.4 時間
	6	中地区	作木町	作木町	布野町	49 日	245.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	392.0 時間
						25 日	125.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	200.0 時間
	7	下地区	作木町	作木町	布野町	26 日	52.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	83.2 時間
合計	系統				日	回	時間	時間	時間		時間	
合計		系統					8.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		953.6 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額: カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	5	785,539円	87,643円	697,896円	697,896円	697千円	348.5 千円		
	6	1,106,075円	123,405円	982,670円	982,670円	982千円	491.0 千円		
	7	799,082円	89,154円	709,928円	709,928円	709千円	354.5 千円		
合計		2,690,696円.	300,202円.	2,390,494円.	2,390,494円.	2,388 千円	1,194 千円	20928千円	1,194 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	5	1,022,090 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	6	1,439,150 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	7	1,039,712 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		3,500,952 円	2,306,952 円	円	%	2,306 千円	100 %	円	%		%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	68千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	68千円
	営業費用	861千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	861千円
	営業損益	▲793千円	営業外損益	0千円	経常損益	▲793千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	216.0時間	経常収支率	7.89%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,986円.11銭	2,821円.62銭	2,821円.62銭	314円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)÷リ=ワ)	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
山陽	5	上地区	作木町	作木町	布野町	44日	132.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	100%	211.2時間
	6	中地区	作木町	作木町	布野町	50日	250.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	100%	400.0時間
	7	下地区	作木町	作木町	布野町	48日	96.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	100%	153.6時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統					4.8時間	0.0時間	0.0時間		764.8時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	5	595,926円	66,488円	529,438円	529,438円	529千円	264.5千円		
	6	1,128,648円	125,924円	1,002,724円	1,002,724円	1,002千円	501.0千円		
	7	433,400円	48,355円	385,045円	385,045円	385千円	192.5千円		
合計		2,157,974円.	240,767円.	1,917,207円.	1,917,207円.	1,916千円	958千円		958千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	5	775,378 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	6	1,468,520 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	7	563,911 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		2,807,809 円	1,849,809 円	円	%	1,849 千円	100 %	円	%		%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	68千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	68千円
	営業費用	861千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	861千円
	営業損益	▲793千円	営業外損益	0千円	経常損益	▲793千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	216.0時間	経常収支率	7.89%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,986円.11銭	2,821円.62銭	2,821円.62銭	314円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)÷リ=ワ)	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
山陽	5	上地区	作木町	作木町	布野町	45日	135.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	100%	216.0時間
	6	中地区	作木町	作木町	布野町	51日	255.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	100%	408.0時間
	7	下地区	作木町	作木町	布野町	49日	98.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	100%	156.8時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統					4.8時間	0.0時間	0.0時間		780.8時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	5	609,469円	67,999円	541,470円	541,470円	541千円	270.5千円		
	6	1,151,220円	128,442円	1,022,777円	1,022,777円	1,022千円	511.0千円		
	7	442,430円	49,362円	393,067円	393,067円	393千円	196.5千円		
合計		2,203,119円.	245,804円.	1,957,314円.	1,957,314円.	1,956千円	978千円		978千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	5	793,000 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	6	1,497,890 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	7	575,659 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		2,866,549 円	1,888,549 円	円	%	1,888 千円	100 %	円	%		%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	三次市
------	-----

平成22年国勢調査

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	44,675
交通不便地域	56,605

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
56,605人	三次市(全域)	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

人口集中地区以外及び交通不便地域



人口集中地区

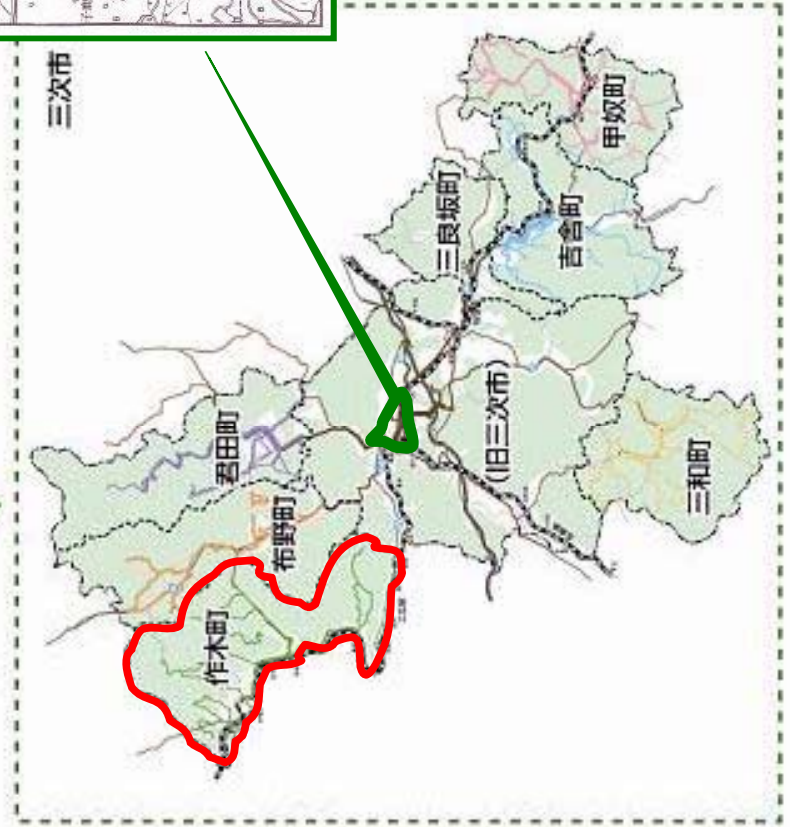
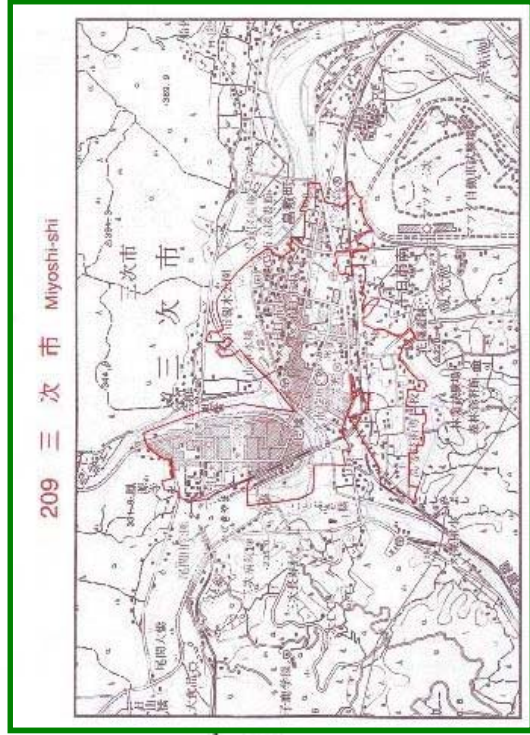


表6 車両の取得計画の概要

平成26年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	1両	3,058

表6 車両の取得計画の概要

平成27年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	1両	1,861

表6 車両の取得計画の概要

平成28年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	1両	1,109

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 東北交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 26 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山陽	26-1	赤名線	3	超低床 スロープ付 標準仕様	57	8.9	25 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	実質購入予定費(円)*消費税を除く		普通償却限度額 (定率法) イ×(0.5or0.4)=ト (定額法)イ×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	支払のうちの 少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 ア×7÷12(月)=カ	国庫補助金 内定申請額 (千円)	*残存価格 (円)
				ホと限度額のうち 少ない方の額(円)	普通償却限度額									
3	16,422,000	2,578,000	ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ 19,000,000	実質購入予定費合 計額から備忘価格 を控除した額(円) ニ-1円=ホ 18,999,999	6,000,000	0	6,000,000	7,600,000	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計														

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
3	15,000,000	36	1.30%	117,000	58.0
計					

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
6,117	3,058

【負担者とその負担割合】

補助 種別 申請 番号 山陽	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者 負担割合	その他の者の 負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
26-1	円	%	円	%	円	100	%	
合計	円	%	円	%	円	%	%	

2年目以降(平成 27 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費 申請番号	確保維持費 申請番号	確保維持費 申請番号	確保維持費 申請番号
山陽	26-1	赤名線	3	3	3

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価額(円)	普通償却限度 額 (定率法) $7 \times (0.5 \times 0.4) = 1.4$ (定額法) $7 \times 0.2 = 1.4$	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $7 \times 7 \div 12 (\text{月}) \div 7$ (最終年度) $7 = 7$	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価格 (円)
3	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,560,000	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
計											

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償却期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 (千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
3	15,000,000	36	9	20	1.30%	1.30%	123,060	61.0
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
7,723	1,861

2年目以降(平成 28 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費 申請番号	確保維持費 申請番号	確保維持費 申請番号	確保維持費 申請番号
山陽	26-1	赤名線	3	3	3

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価額(円)	普通償却限度 額 (定率法) $7 \times (0.5 \times 0.4) = 4$ (定額法) $7 \times 0.2 = 1.4$	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $7 \times 7 \div 12 (\text{月}) = 7$ (最終年度) $7 = 7$	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価格 (円)
3	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,736,000	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240
計											

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

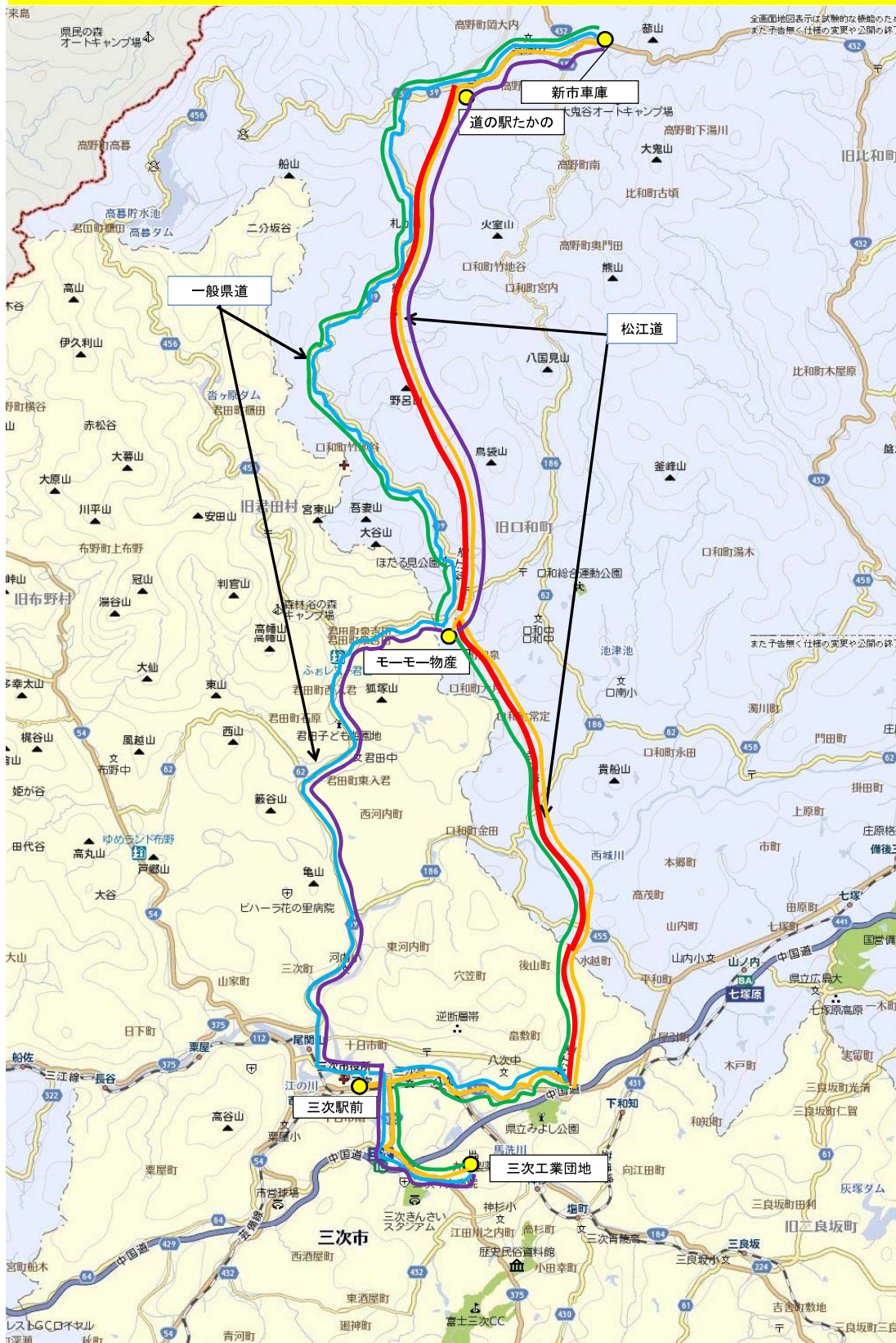
元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 (円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
3	15,000,000	36	21	32	1.30%	1.30%	59,840	29.0
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
2,219	1,109

運行系統図(下高野線)



- [凡例]
- 松江道
 - 一般道
 - 現行経路
 - ①経路
 - ②経路

■新市車庫～(松江道)～口和モーター～三次東JCT～三次センター～三次工業団地 (キロ程45.8km…うち三次市16.8km 庄原市29.0km)	45.8km	1'04分	現行	4.0回	4.0回	2.0回
①新市車庫～(松江道)～口和モーター～(一般道君田)～三次センター～三次工業団地 (キロ程42.0km…うち三次市23.1km 庄原市18.9km)	42.0km	1'10分	変更	3.0回	3.0回	2.0回
②新市車庫～(一般道竹地)～口和モーター～三次東JCT～三次センター～三次工業団地 (キロ程49.8km…うち三次市16.8km 庄原市33.0km)	49.8km	1'21分	変更	1.0回	0.0回	0.0回
			平日		土曜	日祝

■備北交通(株)運行 路線バス下高野線見直し(案) 時刻表

現 行							計 画							
下 高 野 線	高野～三次						※日・祝	高野～(君田町, 三次町経由)～三次						※日・祝
	往	新市車庫	モ-モ-物産館	三次BC	中央病院	工業団地		往	新市車庫	モ-モ-物産館	榎田口	中央病院	工業団地	
	①	7:00	7:24	7:52	8:01	8:06		①	7:00	7:24	7:29	8:05	8:10	
	②	8:30	8:54	9:22	9:31	9:36		②	13:00	13:24	13:29	14:05	14:10	
	路	③	13:00	13:24	13:52	14:01	14:06	③	16:00	16:24	16:29	17:05	17:10	
	④	16:00	16:24	16:52	17:01	17:06	三次～(三次町, 君田町経由)～高野							
	三次～高野						※日・祝	復	工業団地	中央病院	榎田口	モ-モ-物産館	新市車庫	
	①	11:20	11:25	11:35	12:04	12:26		①	11:20	11:25	12:01	12:06	12:30	
	②	13:20	13:25	13:35	14:04	14:26		②	13:20	13:25	14:01	14:06	14:30	
	路	③	16:20	16:25	16:35	17:04		17:26	③	17:20	17:25	18:01	18:06	18:30
④	17:20	17:25	17:35	18:04	18:26	※高野～(松江道経由)～口和IC～君田町, 三次町～三次 月～土 3往復 日・祝 2往復								
※松江道経由(高野～三次東) 月～土 4往復 日・祝 2往復							高野～(口和町竹地谷経由)～三次							
							往	新市車庫	中竹地	モ-モ-物産館	中央病院	工業団地		
							①	8:30	9:00	9:10	9:46	9:51		
							三次～(口和町竹地谷経由)～高野							
							復	工業団地	中央病院	モ-モ-物産館	中竹地	新市車庫		
							①	16:20	16:25	17:04	17:14	17:43		
							※高野～(口和町経由)～口和IC～(松江道経由)～三次 月～金 1往復							